

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第二課

1. 基本情報

国名：カンボジア王国（カンボジア）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年6月22日

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け
カンボジアにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）は、カンボジアの開発政策の以下の重点項目に関連する行政官の育成を、特に支援するものである。

１） 経済基盤の強化

2013年7月の総選挙後に発表されたカンボジアの国家開発計画である「四辺形戦略」のフェーズ III では、「農業分野の強化」、「インフラの復興と建設」、「民間セクター開発と雇用創出」の目標の下、経済基盤を下支えする人材の育成が急がれることから、本事業はその支援として位置付けられる。

２） 社会開発の促進

前述の「四辺形戦略」における「能力構築と人材開発」の目標の下、教育及び保健セクターの強化が課題として掲げられており、同分野の政策・制度を立案・運用する人材の育成が急がれることから、本事業はその支援として位置付けられる。

３） ガバナンスの強化

前述の「四辺形戦略」の中心課題「グッド・ガバナンス」の目標の下、行政改革及び法律・司法改革が課題として掲げられており、同分野の政策・制度を立案・運用する人材の育成が急がれることから、本事業はその支援として位置付けられる。

（２） 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対カンボジア王国国別援助方針（2012年4月）では、「着実かつ持続可能な経済成長と均衡の取れた発展」を援助の基本方針とし、「経済基盤の強化」、「社会開発の促進」、「ガバナンスの強化」を重点分野として定めている。また、対

カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 3 月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業は、本方針に基づき以下三つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力量針との整合性が認められる。

1) 経済基盤の強化：開発課題として「経済インフラの整備」、「民間セクターの強化」、「農業・農村開発」が含まれる。

2) 社会開発の促進：開発課題として「教育の質の改善」「保健システム強化」が含まれる。

3) ガバナンスの強化：開発課題として「行政機能の強化」、「法制度整備と運用」、「国際関係の構築」が含まれる。

(3) 他の援助機関の対応

当国において、類似事業を実施する主なドナーとして、タイ、オーストラリア、ベトナム、フランス、韓国等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

カンボジアの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 26 名（修士課程 24 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、カンボジアにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

342 百万円（概算協力額(日本側)：342 百万円、カンボジア側：0 円)

(5) 事業実施期間

2018 年 7 月～2023 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、カンボジアにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、カンボジア政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育・青年・スポーツ省、カンボジア開発評議会、外務国際協力省、人事院、在カンボジア日本国大使館、JICA カンボジア事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動：該当なし
- 2) 他援助機関等の援助活動：該当なし

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：該当なし

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2018年）	目標値（2024年）
留学する学生数（人）： 修士	0	24
留学する学生数（人）： 博士 ¹	0	2
留学生の学位取得率 （%） ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。

- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、カンボジアの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、若手行政官等の本邦大学院における学位取得を支援することを通じ、カンボジアの開発課題解決のための中核人材の育成及び二国間の人的ネットワークの構築に資するものであり、SDGs ゴール 8「持続的、包摂的な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及び 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以 上